



国自安第44号  
令和元年7月5日

公益社団法人 日本バス協会会長 殿

国土交通省自動車局長



「自動車運送事業者における心臓疾患・大血管疾患対策ガイドライン」について

従前より、「事業用自動車の運転者の健康管理マニュアル」（平成22年策定）において事業用自動車の運転者の健康に起因する事故を防止するために事業者が実施すべき方策を整理し、脳血管疾患を始めとする主要疾病に関するスクリーニング検査の導入を推奨してきたところです。

しかしながら、運転者の疾病により事業用自動車の運転を継続できなくなった事案が増加傾向を示しており、平成28年12月に道路運送法及び貨物自動車運送事業法が改正され、自動車運送事業者は運転者が疾病により安全な運転ができないおそれがある状態で事業用自動車を運転することを防止するために必要な医学的知見に基づく措置を講じなければならない旨が、法律上明記されました。

こうした状況を受け、産官学の幅広い関係者から成る「健康起因事故対策協議会」での議論を踏まえ、平成30年2月の「自動車運送事業者における脳血管疾患対策ガイドライン」の策定に続き、別添1のとおり、心臓疾患・大動脈瘤等の大血管疾患が原因となる事故を防ぐために自動車運送事業者が知っておくべき内容や取り組む際の手順等を具体的に示した「自動車運送事業者における心臓疾患・大血管疾患対策ガイドライン」を策定しました。また、本ガイドラインの普及を図るための概要版を別添2のとおり作成しました。

つきましては、自動車運送事業者における心臓疾患・大血管疾患に係る検査の受診や治療の必要性についての理解の浸透及び自主的なスクリーニング検査の導入を促進し、運転者の心臓疾患・大血管疾患による事故の防止を図るため、本ガイドライン及び概要版を活用していただくよう、傘下会員事業者に対する周知をお願いいたします。

